武道館利用料金の減免

1 利用料金の免除

次の場合、利用料金を免除する。ただし、照明及び冷暖房を利用する場合については、実費相当額を徴収する。

埼玉県及び埼玉県教育委員会が実施するスポーツに関する事業に利用するとき

2 利用料金の減額

次の場合、利用料金((1)から(4)までにあっては、放送室、浴室及び放送 設備に係るものを除く。)の100分の50を減額する。ただし、照明及び冷暖房 を利用する場合については、実費相当額を徴収する。

- (1) 埼玉県、埼玉県教育委員会又は埼玉県警察が利用するとき(上記1を除く。)
- (2) 埼玉県内の公立及び私立の学校が利用するとき
- (3)埼玉県内のスポーツの振興を目的とする公益団体(県を単位とするものに限る。) が利用するとき
- (4) 埼玉県内の市町村又は市町村教育委員会が実施するスポーツに関する事業に利用するとき
- (5) 公益財団法人日本オリンピック委員会が実施するJOC・埼玉県パートナー都市協定書第1条の諸事業に利用するとき
 - ※ JOC・埼玉県パートナー都市協定書(抜粋)

第1条 埼玉県は、JOCのオリンピック・ムーブメントの推進と国際競技力の向上に 賛同し、そのパートナー都市としてJOCの諸事業を支援し、積極的に協力する。